

平成 23 年 8 月 24 日

## 第 17 回 栃木市自治基本条例市民会議 議事要旨

日 時： 平成 23 年 8 月 10 日（水）午後 7：00～9：00

場 所： 市役所 3 階 正庁

出 席 者： 児玉委員長他市民会議委員 36 名

事務局：高橋課長他 9 名

### 議事要旨

#### ○ 委員長

- ・ 今回より西方町から 4 名の委員が新たに参加することになるので、気持ちを改めて進めていきたい。
- ・ 前半は骨子案の検討。これまで検討してきていくつか積み残しがあるのでそれを議論して固めていきたい。
- ・ 後半は骨子案を文章にした素案について検討していく。次回までに固めて、秋の住民説明会に臨みたい。前文を含めて検討していきたい。

### ○ 条例骨子案の検討

#### ～事務局による骨子案についての説明～

#### ○ 委員長

- ・ 【行政運営の基本】に納税者の意見を尊重する趣旨を加える件について、住民投票について、市民の定義についての 3 点については意見を集約したい。

#### ○ 委員長

- ・ 前回、納税者の意見を尊重すべき旨盛り込んだらどうかという意見があったが、行財政運営の基本に市民の意見の反映に努めるという旨を盛り込んでどうか。

#### ○ A 委員

- ・ 納税者の意見を尊重する旨を加える件だが、納税をしていなくても市民には変わりはない。納税していない人の意見を尊重しないと言っているように感じる。
- ・ 生活保護を受けている人でも市民として意見を尊重してもらえと思う。

#### ○ 委員長

- ・ 納税者の意見を尊重することで、差別的な取り扱いにつながることを懸念してのことだと思う。

#### ○ B 委員

- ・ 納税者は広義の市民と解釈するべき。
- ・ 市民の意見を反映すれば、網羅されて理解を得られるのではないか。

#### ○ 委員長

- ・ 納税者の意見を反映する仕組みはある。この条例に呼び込める点も多いと思

- う。
- 意見募集制度に市民生活に重要な影響を及ぼすものについては市民に意見を求めるとある。新たに課税等をする場合は対象者の意見を聞くことは要求される。
- 直接税は支払う人と納める人が同じだが、消費税のような間接税では購買者の意見を尊重せずに、納税者である事業者の意見を尊重するのか、整理が必要だと思われる。
- C委員
  - 納税者の意見を尊重するとすれば、現在納税している人の意見は尊重され、納税してきて現在年金生活を送っている人の意見は尊重されない。過去に納税した人の意見も取り上げるべき。
- 委員長
  - 今は税金を納めていないが、過去に税金を納めてきた人の意見、または子供のように今はまだ税金を納めていないが、これから納めるであろう人の意見、それをどうするか。
- B委員
  - 狭義の解釈はおかしい。現在収めていようが、過去に収めていようが、また、何かしらの理由で納めていなかろうが市民として捉えれば問題ない。
- 委員長
  - 市民は広く解釈して良いと思うが、全てゆるく、曖昧に解釈して良いとは考えていない。納税者については明確にすることも必要。
  - B委員のように広く解釈するなら、骨子案の意見募集制度において、市は市民生活に重要な影響を及ぼすことは市民に意見を求めるとなっており、当然課税はこれに該当する。納税者を含む市民に意見を求めることになる。この意見募集制度で十分手当されていると考える。
  - 別に規定をするならば、異なる手続きを求める具体的な理由が必要になってくる。
- D委員
  - 市民は決して納税する人ではなく、在勤や在学者を含む。住民税を納めている人や、土地があって固定資産税を払っている人、事業者は住民と解釈して良い。
  - 納税を市民の責務としてしまうと、納税しない人は市民ではないのかと、多く納税している人は市民だと威張っていいのかと拡大解釈されかねない。逆に「市政運営に伴う税等の負担を果たさなくてはならないこと。」を削除したらどうか。納税できない人もいるのだから、明記すると差別に当たるとはならないか。
- E委員
  - なぜ納税者が問題になるのか。なぜここまで納税について議論しなければな

らないのか分からない。

○ 委員長

- ・ 確かにこの会議は課税について議論する場ではなく、市民自治について考える場である。課税については重要なテーマであるが、そればかりに固執した議論はどうか。その通りだと思う。
- ・ 課税について延々と議論することは難しい。これまでの委員の方々の提案の趣旨には、現行の骨子案でも手当されていると思うが、さらに【財政運営】の項目に「市民の意見を反映させるように努める」と定めることもできると思う。こういった形で骨子案を示すとしたらどうか。

○ F委員

- ・ 本当は【行政運営の基本】のほうが良いが、【財政運営】に「市民の意見を反映させるように努める」と盛り込むことに賛成。
- ・ 税のことを問題にしたくないなら、納税を市民の責務から除いてもらいたい。直接税、間接税関係なく市民は何らかの形で納税者である。
- ・ 全体として、旧栃木市自治基本条例は行政、法学者の作った流れで作られている。自分は旧大平町の条例は良いと思うが、規模等の問題、適応できないこともあり、基本に旧大平町の考え方をに入れてほしい。
- ・ 議論した内容からも、市民の規定からも「栃木市自治基本条例」ではなく「栃木市民自治基本条例」とした方が良い。

○ 委員長

- ・ 条例名を「栃木市民自治基本条例」としたらどうかという提案。会議の場で自治基本条例の根幹は市民自治を実現することとっているので、そういった提案も重要かと思う。
- ・ 市民の責務から納税を除くべきだという意見だがどうか。

○ D委員

- ・ 在学者で納税の義務を負っている者はほとんどいない、市民を広義にして在学者を含むのなら、市民の責務から納税は除くべき。

○ 委員長

- ・ 市民を広く解しているので、当然通勤通学者は住民税を負担しているわけではない。
- ・ これについて意見はないか。

○ G委員

- ・ 納税の義務は日本国憲法に規定されているが、あまり難しい文言を入れると、一般市民が理解に苦しむと思う。
- ・ あまり難しい条例にしてしまうと市民が条例を守れるか不安を感じてしまう。

○ 委員長

- ・ 確かに市民が理解できない条文を作っても意味がないので、基本的なルール

として理解し、共有してもらえようようにしたい。

- 「市民自治」とはどういうことか、自ら治めるということはどういうことか。
- 私見としては、権利ばかりを主張し負担は避けることは、自治の姿勢から外れていると思う。
- 納税の負担を明記しない考え方もある。しかし、栃木市自治基本条例では市民の権利や、市長、議会の責務は多々あるが、一方で市民自身の責務はほとんど明確になっていない、これが栃木市の市民自治の考え方であるということ、他の地域の人たちに示せるのか。市民以外の第三者から見るとそのような疑問も持つ。
- 先ほどの意見では、住民は納税の義務を負うという規定の仕方もある。

○ E委員

- 委員長の意見はよくわかるが、条例に明記することは別問題。法律で日本国民は税金を納めなければならないのだから、明記しなくても良いのではないか。
- 市民の権利の裏側には、義務があることを明確にするのは良いと思うが、自治基本条例は既存の法律の範囲内で整理するのだから、強いて明記しなくても良いと思う。

○ 委員長

- 自治体には「自治立法権」、「自治財政権」があり、自分たちで条例を作ることができる一方で、自分たちで課税することができることも重要な自治の枠組みである。自分の立場からすると財政についても明記すべきだと考える。
- 事務局のほうで何か意見はないか。

○ 事務局

- 骨子案の中では「市民は、市政運営に伴う納税等の負担を果たさなければならないこと。」としているが、一律に負担をしてもらおうわけではなく、応能で負担してもらおうということである。
- 税金だけではなく、使用料や手数料などの市政運営を行う上での経費もあり、それを負担してもらいたいということである。

○ 委員長

- 考え方を整理したいので次の2点について多数決を取りたい。
- 1つは【市政運営の基本】に「市民の意見が反映されるよう努めること。」を加えるべきか、否か。

～採決～

結果：加えることに賛成多数

- もう1つは市民の責務から「納税等の負担を果たさなくてはならない」という規定を除くべきか、否か。

～採決～

結果：残すことに賛成多数

- H委員
  - ・ 合併後都市計画税を含む多くのことは暫定期間の5年以内に決めることになっている。抑制するためにも市民の責務に納税を残すべき。
  - ・ この会議で議論は尽くされたので納税については残すべき。
- B委員
  - ・ 公的にも義務という言葉が使われており、負担より義務の方が市民に理解されやすいと思うので、表現を義務に置き換えたらどうか。
- 委員長
  - ・ 納税だけではなく、使用料の負担など広く含まれているので義務はきつい気がする。
- F委員
  - ・ 趣旨が異なって混乱している。意見を整理してほしい。
  - ・ 討論するならば、もう少し討論してもらったほうが良い。整理されないまま多数決をとっても意味がない。
  - ・ 都市計画税を負担したくないのに、自治基本条例に納税の義務を残すことは矛盾していないか。
  - ・ 行政の基本として納税者の意見を尊重してほしいという意見から始まったわけだが、バランスは取ってほしい。
  - ・ 納税者という文言を抜いたのだから、納税の義務も抜くべき。
- 委員長
  - ・ 都市計画税については、課税の是非より、公平感に不満があるのではないかと考える。課税をするのであれば公平に課税するべきという点に問題があると思った。
- D委員
  - ・ 委員長の話を聞いているとどうしても納税について盛り込まなければいけないように感じる。
  - ・ 行政サービスに対し負担しなければいけないのはわかるが、納税したくてもできない人もいるのだから納税の義務については盛り込むべきではないと思う。
  - ・ 結論が出ないのであれば、この項目は持ち越すべき。
- 事務局
  - ・ 提案だが、市政の運営に伴う負担を担税力や受益者負担、応益、応能と分かち合ってもらおうという趣旨で、分担するという表現はいかがか。
  - ・ 「市政の運営に伴う負担を分担すること」とし、税金を含む広い意味の負担になると思われる。
- 委員長
  - ・ 「納税等」という文言を除き、市民は市政運営に伴う負担を分かち合わなければならないという規定だがいかがか。

### ～賛成多数～

- そのように整理させていただく。
  - 住民投票について、住民投票に諮る案件が多岐に渡るため、詳細に規定することは難しい。別途条例に定めるとするのは不安がある。どのように整理するか。
  - 条例で規定しなくても、憲法や地方自治法上要求されている制度があるが、自治基本条例でどのように規定するか。
- E委員
- 条例は地方自治法との関係によっては法的拘束力を持たない。市長の投票結果の尊重を義務付ける諮問型の住民投票制度にしたほうが良いのではないか。
- 委員長
- 直接的な効力を認めるのは難しいが、重要なことは結果をどう取り扱うかということで、尊重義務を盛り込めば十分でないかという意見だと思う。
  - 誰が発議できるか、どのように発議するか、あるいは誰が投票できるかという発議資格や投票資格について盛り込むかどうか論点があると思う。
  - 私見としては様々なケースが考えられるので、一元的に規定することは難しいと考えるが、委員の意見に沿うべきだと考える。
- B委員
- 結果の尊重については賛成。
  - 発議要件に関しては、最大限市民の権利が活用されるように 1/25 ぐらいが良いと思うが、1/10 でも仕方ないとも思う。
  - 投票要件については、住民投票の案件によって変えるべきということだが、土壇場になって混乱する危険性があると思う。今後予想される国内情勢を踏まえ 18 歳以上、外国人を含むとするべき。
- 委員長
- 外国人を投票権者とすることは積極的な立場、慎重な立場両方あり意見集約しづらい。
- E委員
- B委員の年齢要件の 18 歳以上については特に意見はないが、定住外国人に投票権を認めることは、基本的に日本国民としての位置づけがない、現行では参政権を持っていない、市民に含まれていないことが問題になる。
  - 将来はわからないが、先走らずに現行の規定の中で、一番健全な方法にしたほうが良いのではないか。
- 委員長
- 議会の方は住民投票をどう考えているのか。議会制民主主義という間接民主制があり、例外的に直接民主制の住民投票の仕組みを設けている。住民投票の設計は議会の関係と大きく関わるので議会の方に意見を聞きたい。

- I 委員
  - ・ E 委員の考えに賛成。先の情勢が分からないので発議要件や投票要件を自治基本条例でしっかり謳ってしまうと、足枷になってしまうと思う。
  - ・ その都度、議会で別の条例で定めるとしたほうが柔軟に対応できるのではないか。
- J 委員
  - ・ 住民投票の骨子案も、今までの経緯でこのような条文になったと思うので、今の骨子案が大幅に後退しているのであれば見直さなければならないが、考え方としては良いと思う。
- K 委員
  - ・ 直接請求は地方自治法に規定されており、住民の意思を反映する重要な手段と位置づけられている。
  - ・ 住民投票は詳細まで規定してしまうと流動性がなくなるので、別に条例で定めると包括的な規定になっているのだと思う。議会で条例を制定する場合、過半数で制定できるため住民の意思と異なる場合もある。
  - ・ 直接請求とは全く違う意見があると思ったので、市の選挙権を有する者の1/10以上の連署をもって市長に住民投票の実施を求めることができ、市長は実施しなければならないとしたらどうかと考えた。
  - ・ 直接請求は、内容を認めるが、実施のための必要な事項に関しては別途議会による議決で定めるとすれば、条例の内容は変わるが、住民の意思は1/10以上の連署があれば尊重され、折り合いがつくかと思う。
  - ・ 住民投票をやるかどうかの意思を住民から直接受けるのが直接請求なので、そのものを条例に定めるのはどうかと思う。
- F 委員
  - ・ それなら発議要件を法律よりも厳しくする必要はないのではないか。
- K 委員
  - ・ 住民投票の直接請求の発議要件である1/50は、市長が住民投票条例の制定を議会に付議するための要件であって、議会により実施の是非が決まる。これでは別途条例で定めることと変わらない。そこで、要件を1/10と厳しくする代わりに必ず住民投票を実施しなければならないとすることで、議会とは別に実施の可否について直接住民の意思を反映するという考え方である。
- F 委員
  - ・ 住民投票は市民の意思であることを尊重し、住民投票条例は入れなくてもいいのではないか。私たちは市長から委員として委嘱を受けているが、「栃木市民自治基本条例」という成果にしていきたい。
  - ・ スピードが速すぎて、なかなか理解ができない。もう少しスピードを緩めてほしい。

- 委員長
  - ・ 市長からタイムリミットを指定されているので、スピードに関しては理解してもらいたい。
- C委員
  - ・ 連署をもって直接住民投票を実施するというK委員の意見だが、連署を持って市長が住民投票の実施を議会に付議する方法があると思う。
  - ・ 委員長の議会ではどう考えているのかという質問は、そういう趣旨なのかと思ったが、議会側ではどのような意見を持っているか解答してもらえなかった。
  - ・ 私見ではハードルを低くして市長が議会に付議する場合だと、直接住民投票からは離れてしまう。ハードルを厳しくして、その要件を満たすことは多くの人がある案件に対し真剣に考えていることだから、市長が受けたら必ず実施しなければならないということを加えるべきではないか。
  - ・ 何も規定せずに別途条例で定めるというだけでは、その時の情勢によって好きになってしまう。それでは自治基本条例は意味がないと思う。ここまでやれば実施しなければならないという規定を盛り込んでおくことが必要。
- L委員
  - ・ 市民がある程度の署名を集めても、議会で否決されれば住民投票は行われな  
い。直接請求が無になってしまう。一定の署名を集めれば市長が住民投票を  
行わなければならないという規定に賛成。
- 委員長
  - ・ 骨子案で示した、住民投票ができる規定だけでは緩すぎる。住民から一定の  
割合で請求が出された場合は、住民投票を実施しなければならないという形  
が良いのではないかという意見だった。
  - ・ どれだけ集めれば可とするかという、発議要件の規定は難しいが、K委員の  
案は法律から後退するものではないということではある。
- B委員
  - ・ 骨子案の1項で市長が住民投票を実施するのに対して、2項で市が結果を尊  
重するとしているのはなぜか。
- 委員長
  - ・ 市は市議会と市長両方を含むので、住民投票の結果は市長だけではなく、市  
議会も尊重しなければならないという旨で市と規定している。市長とすると  
狭く規定することになってしまう。
  - ・ 私見としては、むしろ「市及び市民」とすべきだと考える。住民投票を実施  
するには非常に手間がかかるので、その結果は尊重されなければならない。  
それは市民も同様に尊重しなければならないと考えている。それが住民投票  
で重要なことだと思っている。
- E委員

- 市民も結果を尊重すると、責任を持つ意味では良いと思うが、住民投票を行った時に住民に正確な情報がゆき渡っているかどうか重要な問題になってくる。偏った情報によって住民投票がなされるから何度も蒸し返すことになる、きちんとした情報を住民に知らせ、きちんと住民投票を行えば2度も3度もやることはないと思う。
  - 住民投票をするなら、市民にいかに正確に情報を伝えるか、あるいは市民が真面目に市のこと考えて選ぶかということ、市にも市民にも問題があるのだからそこを是正すれば市民を加える必要はない。
- F 委員
- 住民投票において議会は関所である。委員長も市民協働の精神もお上の考えを押し付けているように感じる。ある意味では住民投票は外してほしい。
  - 以前の議論に戻るが、会議の公開について「原則公開」とする件についても十分に議論されていないと思う。
  - 公募委員の割合についても、公募委員は純粋な公募委員でなくてはいけない。依頼を受け公募委員として応募している人もいたと思う。
  - 住民投票は条例に盛り込まずに、法律通りに実施すれば良い。
- M 委員
- K 委員、L 委員と同様に基本的に住民投票の発議要件があるということに賛成。結果の尊重については、市及び市民も尊重するという委員長の案に賛成。
- N 委員
- 市民の定義では非常に広範囲で、住民投票の対象となる市民が広範囲になりすぎているのではないかと思う。
  - 有権者の範囲は、当面は国の法律に基づいて実施すれば良いと思う。あえて栃木市だけで独自のものを設定する必要はない。さしあたり住民投票が必要な案件も思い当たらない。
- O 委員
- 仮に議員の定数を半減しようとする投票を実施し賛成多数であったとしても、議会で反対されればそれで終わり。そうすると住民の意思はどこにおかれるのか。
- 委員長
- 問題になるのは住民の利益と議会、市長の利益が反する時だと思われる。特に住民の意見が通らない、店晒しになる問題。K 委員の提案は特にそういうことに対してのものだと思う。
- P 委員
- 住民投票の是非は、市民の発議によることが当たり前だと思う。市民自治を考えるならば、様々な人が様々な場所に参加できるはずなのに、一部の人だけの意見によりものが進められていった場合に住民発議が起こるのは当たり前。それを封じることは民主主義に違反すると思う。

- あくまでその場に出てきたことを住民が冷静に見極め、自分たちが選んだ議員が何をしたか判断すべき。
  - 市民が自らの責任において自治基本条例に基づいて住民投票を行うのであれば、住民投票という意義がここにあって然るべき。
  - L委員の意見は実体験に基づいたものである。皆さんには栃木市民としてしっかりと意見を出してもらいたい。
  - 私は住民投票はあって然るべきだと思っている。
- 委員長
- 先ほどは、自治基本条例から住民投票を除いても良いという意見だったが、きちんと盛り込むべきだという意見もあると思う。
  - 一つは今の骨子案のようにまとめるか、それとも要件等について定めるか。
  - 定めるとなると、どういう風に定めるかという問題だが、K委員からの提案がありそれをたたき台にすることもできる。
- Q委員
- 骨子案に賛成。市民の定義が広範囲なのに、住民投票となると住民のみとなり事業者は提案できない。あまり細かく規定すると置いてきぼりになってしまう人たちが出てくると思うので、今の骨子案で良いと思う。
- 委員長
- K委員の案では有権者が発議権者となっている。
- B委員
- 先ほどの投票要件に外国人を認めるという意見については撤回する。
- 委員長
- 制度は育てることが大切であり、よく失敗するケースはその制度になじんでいない自治体が、他の自治体の優良事例をそっくり真似してうまく機能しないというもの。
  - 実際の様々な経験を踏まえて制度化していくことが望ましく、単に条例に規定してからすぐそれが機能するというわけではない。住民投票の仕組みは定めるだけでは十分ではなく、それを育てていくということも大切な作業である。
  - そういう意味で、あまり性急に細かく規定していく必要はないのではないかと思います。
  - また、自治の中で住民投票はだんだん重みが増してきている。
  - 今の地方自治の仕組みは議会と首長の二元代表制であり、しばしば両者の意見が食い違う。食い違った時にそれを調整する仕組みが住民投票しかない。
  - 議会と首長が対立して収拾がつかなくなった時に最終的に民意を問う場面がだんだんと増えてきているため、欠かせない仕組みであると思うので、自治基本条例で触れないのも違和感があるかと思う。
  - なるべくなら骨子案の形で項目として触れておくべきだと考える。

- 皆さんの意見を伺いたいのだが、二つの選択肢に絞り多数決を取りたい。

～採決～

【住民投票】の規定について

- ① 骨子案のように一般的に規定し、詳細な制度設計はしない
- ② 一定の発議要件なり実施の義務付けを設ける

結果：②に賛成多数

- 骨子案はK委員の提案に沿った形で見直し、それを踏まえて素案を作成するように事務局に願います。
- R委員
- 重要事項が市から公平に市民に伝わることを加える必要がある。
  - 発議をするに当たって公平に内容が分かった上できちんとした対応ができるよう、その前段の情報がきちんと伝わるのが重要だと思う。
- 委員長
- 意思決定の前提条件である情報を示すべきだとのことだが、骨子案の【情報の共有】の項目で市に積極的な情報の共有を要求し、市政に関する積極的な情報公開も要求している。住民投票を行うという仕組みでもいいのではないか。
  - 今回の論点として、市民の定義とF委員から提案のあった「栃木市民自治基本条例」という条例名についても意見を伺いたいと思っている。
  - 素案は修正する必要があるので資料として目を通してもらって、今回は素案について議論するという形で、今回は骨子案を固めることに注力したいと思う。
- 事務局
- 市民の定義については素案で説明させてもらえればと考えている。
- 委員長
- 市民の定義については素案で整理するというので、F委員からの「栃木市民自治基本条例」ではなく「栃木市民自治基本条例」が良いのではないかとこの提案について意見はないか。
  - 地方自治には団体自治と住民自治があり、結論から言うと自治基本条例は市民自治だけではない。
  - 住民との関係では市民自治だが、自治基本条例の中には住民との関係だけではなく、栃木市という組織について仕組みを決める部分があり、その部分は団体自治であり、住民自治とは違う。
  - この条例の中では市民自治以外に、いくつか重要なルールを規定しているので市民自治を含む自治の基本条例で良いのではないか。だが、とりわけ重要なのは市民自治ということではある。
- F委員
- 骨子案の【前文】で「市民を中心とした市政運営（市民自治）を実現するた

めに、」という文言を「市民が参画し、協働する市政運営（市民自治）を実現するために、」とし、【目的】を「栃木市民が市政に参画し、協働する栃木市における自治（まちづくり）の基本理念、市民の権利と責務、議会の権限と責務と明確にするとともに、市政運営の原則を定めることにより、市民自治の実現を図るということ。」としたほうが、皆さんの議論が実りあるものになると思い提案した。

- 委員長の言う意味は理解している。
- 私としては市民の意見を反映するという文言が盛り込まれたので十分満足である。

○ 委員長

- これまでの議論もあり、市民自治の理念は条例の中できちんと謳うという形で、理念は組みながらも条例名としては「栃木市自治基本条例」というこれまで通りの形で整理させてもらう。

○ D委員

- 骨子案の【審議会】の項目の中で第2項に例外として公募によらず委嘱することができるとしているが、市民の意見を反映させるためには公募委員抜きで審議会が進められることはまずいのではないか。
- 公募して応募がなかった場合は、あえて再度募集を行うという規定を入れるか、第2項を削除し、必ず公募委員を入れるとしても良い。

○ 委員長

- K委員からも同様に必ず公募委員を入れるように意見をいただいている。
- 「一定以上含むこととし、」としているが一定以上とは具体的にどれぐらいか。

○ K委員

- 個人的には 1/3 以上と考える。

○ 委員長

- F委員からも同様の意見があり、「構成割合を 30、40 %の割合に」というD委員の意見に賛成としている。
- 具体的な割合を規定するかどうかもあるが、何か意見はあるか。

○ K委員

- 一般的な審議会であれば 1/3 以上が公募委員というのがふさわしいと思うが、専門的な審議会もかなりあると思う。一般公募委員が必ずしも必要なスキルを持っているとは限らないので、一定以上という割合は審議会によってばらつくと思われる。
- 公募委員を必ず入れたいというのが私の意見である。
- 例えば応募がなかった場合でも、何かの形で公募委員を成立させるべきだ。

○ 委員長

- 人数よりも公募委員がいるということが重要であるということ。そういう意

- 味では骨子案の委嘱に努めるという規定では不十分だということだろうか。
- 審議会には様々なものがあり、市民の意見を反映するための審議会であれば公募委員の割合はさらに多くても良いと思う。ただ、紛争解決型の委員会では、利害関係者を入れず中立な第三者を入れる必要があり、学識者のみで構成する有識者会議もあり、なかなか一律に設けるのは難しいと思われる。
  - 意見の趣旨を組むと、一定以上ということに関しては具体的に規定することが難しいので、必ず一人は公募委員がいると「公募委員を含めること」という規定を設けたらどうか。
- F 委員
- 情報共有という意味でも賛成。この規定により情報共有が実体的になる。
- N 委員
- 自治基本条例の中に既存の自治会についてまったく謳われていない。自治会をどのように位置づけるのか。将来も自治会の活動はそれなりに重要ではないかと思うが、どこかに位置づけられているのか。
- 委員長
- 自治会に関しては地域自治組織ということで繰り返し議論があったのだが、様々な意見があって、合併直後で地域によって自治会の役割等の地域自治のあり方も異なっている。どこかの地域自治のあり方を押し付けるわけにはいかないし、それぞれの地域に根差した地域自治組織はあると思うが、地域自治のあり方についてはこれから考えていくべきと思う。
  - 骨子案の【地域自治】の項目に、市民が地域自治を推進すること、市は自治活動について支援していくことが謳われている。地域自治の考え方は様々なのでこういった規定の仕方になっている。
  - この点に関しては 10 月に行う住民説明会で様々な意見が出てくるかもしれない。
  - 決して、地域自治を軽視しているのではなく、自治基本条例の中できちんと定められているが、具体的な組織の在り方を定めているわけではない。
- D 委員
- 合併した時に各地域で区長を選出しており、区長を中心に地域自治区が運営されているにも関わらず、区長の役割や存在が自治基本条例に全く反映されていない。
  - N 委員が西方はどうなのかと思うことは不思議ではないし、10 月の住民説明会の時もおそらく同様に、区長についてどう説明するかという意見が出ると思われる。
  - 地域自治区があり、区長を市長が選任しているのだから、その文言を入れなければおかしいと思う。
- 委員長
- 地域自治区あるいは地域自治組織の具体的な規定という意見だと思う。

○ B委員

- 先ほど、会議の進め方が速くてついていけないという意見に対し、委員長が市長からのタイムリミットがあるという旨回答していたが、大震災の影響もあって会議が延期されている、タイムリミットにこだわる必要はないと思う。よく市長に説明をし、じっくり審議することが大切だと思う。
- 骨子案の【他の執行機関の責務】の「管轄する事務を公正かつ誠実に執行する」という文言を「管轄する事務を連帯責任の下、公正かつ誠実に執行する」とすべきだと思う。
- 市の幹部をはじめ、職員が市民に対して責任を持つには、連帯責任感をはっきり明記し、人事のほうで内規を作っていくことが必要だと考える。

○ 委員長

- それについては異論があるが、時間が限られているので次回意見を検討したい。
- 地域自治区に関しては前回の議事録に明記しているように、これから検討しなければならない事柄で、性急に結論付けられないのではと示している。
- 次回検討できるかは事務局と相談してみたい。
- 今回出た意見については次回引き続き検討するという形にするが、取りあえず骨子案の大まかな内容については今回の意見で修正を加え、素案を作成し、事前に送付する。
- タイムリミットを言い訳にしてしまったが、決して機械的に会議を進めているわけではなく、必要に応じて会議の回数も増やしているし、私なりの努力をしているということで次回引き続き検討したいと思う。ただ、震災を理由に議論を先送りにすることはできないと思う。逆にスピーディな対応が求められ、継続的に議論をしていくにしても、一定の結論を出していくことが必要と考えている。

了